

福井県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定等に関する要綱

平成28年9月15日制定

(趣旨)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき福井県知事（以下「知事」という。）が行う認定等に関する事務について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年福井県規則第19号。以下「細則」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）および建築基準法（昭和25年法律第201号）によるものとする。

(認定の申請)

第3条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請者は、認定申請書（省令別記様式第27）の正本および副本に、それぞれ省令第20条第1項の表に掲げる図書および細則第5条に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第30条第2項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査（以下「建築基準適合審査」という。）を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の正本および副本を、前項の規定による認定申請に併せ、提出しなければならない。

3 前2項の申請において、適合証を添付する場合、当該適合証を交付された際の添付図書を提出しなければならない。

(申請の受理)

第4条 知事は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

2 認定に併せて建築基準適合審査の申出を伴う場合は、知事は、建築確認申請書について受理時審査を行うものとし、建築基準適合審査に必要な図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

(認定の審査)

第5条 知事は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請（法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）または建築物エネルギー消費性能基準の認定申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（適合証が添付されている場合は当該審査を行った機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 知事は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の内容について、申請図書の不備または明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第6条 認定建築主が、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第2号）2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、知事に提出しなければならない。

（誤記訂正）

第7条 認定建築主は、認定申請書等の記載欄のうちの軽微な誤記があることを認め、その申し出をするときは、誤記訂正届（様式第3号）2部を知事に提出しなければならない。

2 前項の軽微な誤記とは、敷地の地名地番の誤記等をいう。

（計画の変更認定の申請）

第8条 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請者は、変更認定申請書（省令別記様式第29）の正本および副本に、それぞれ第3条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 変更の認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本および副本を、前項の規定による変更認定申請に併せ、提出しなければならない。

（認定申請の取下げ）

第9条 申請者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第4号）2部を、知事に提出しなければならない。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ）

第10条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第5号）2部に、認定通知書（省令別記様式第28）（計画変更認定を受けた者にあつては変更認定通知書（省令別記様式第30））を添えて知事に提出しなければならない。

(新築等工事の完了報告)

第11条 法第32条の規定に基づき、認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書(様式第6号)に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(同法の確認申請を行った場合に限る。)
- (3) その他知事が必要と認める図書

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の建築物エネルギー消費性能基準に関する報告)

第12条 法第32条の規定による報告(前条による報告を除く。)を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に関する報告書(様式第7号)に必要な図書を添えて知事に報告するものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第13条 法第33条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(様式第8号)によるものとする。

(認定の取消し)

第14条 法第34条の規定による計画の認定等を取り消した旨の通知は、認定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(軽微変更該当証明の申請)

第15条 省令第13条に基づき軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事に求める者(以下この条および次条において「申請者」という。)は、軽微変更該当証明申請書(様式第10号)の正本および副本に、それぞれ省令第3条第1項の表に掲げる図書および当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行っている場合は、軽微変更該当証明申請書(様式第10号)の正本および副本に、それぞれ省令第3条第1項の表に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請に係る変更が軽微な変更と認めたときは、軽微変更該当証明書(様式第11号)に当該申請書の副本およびその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。
- 3 知事は、申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めたときは、軽微な変更該当しない旨の通知書(様式第12号)に当該申請書の副本およびその添付図書を添えて申請

者に通知するものとする。

(軽微変更該当証明の申請の取下げ)

第16条 申請者が、軽微変更該当証明の申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第13号）2部を、知事に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。